

マレーシア大学院留学プログラム

■ 対象

日本または海外の大学を卒業した既卒生、社会人、又は卒業予定の学生

■ 留学先 (ICC の提携大学)

<国立大学> マラヤ大学

<私立大学> サンウェイ大学、モナシュ大学、インティ大学、ティラーズ大学、ヘルプ大学、APU大学
KDU/UOW大学、ヘリオットワット大学、ノッティンガム大学、UCSI大学

注) 上記以外の大学への入学手続は実施していません。

■ 申込時に必要な書類等

- 「マレーシア大学院留学プログラム申込書」
- 英文と日本文による、大学・大学院の成績証明書（または最新の成績証明書）と卒業証明書（または卒業見込証明書）
- IELTS または TOEFL の公式スコア票

■ プログラム参加費用

下記の【1】又は【2】よりいずれか選択してください。

【1】私立大学出願コース : 182,000 円 (国内取引 90,000 円に対しての消費税 10%を含みます)

【2】国立大学出願コース : 227,000 円 (国内取引 90,000 円に対しての消費税 10%を含みます)

【1】及び【2】それぞれの費用には下記の①～⑦のサービスを全て含みます。

① コンサルティング

- ・キャリアを踏まえた留学コンサルティング
- ・マレーシア留学に関する最新の情報提供
- ・最適な志望校選定に向けたコンサルティング
- ・その他、相談者に必要な留学国や留学先に関するコンサルティングの提供

② 入学手続き

- ・出願校に関する情報提供と出願校の入学オフィスとの折衝
- ・2校までの合格可能性の打診（打診可能な大学のみ該当）
- ・出願大学独自のポータルサイトへの登録（マラヤ大学のみ該当）
- ・2校までの出願書類の作成アドバイスと出願代行
- ・出願料の支払い手続き代行（海外送金手数料含む）
- ・その他入学手続きに関するアドバイスの提供

③ 合格後手続き

- ・入学許可通知の取得と署名後の提出
- ・授業料の支払い手続き代行（海外送金手数料含む）
- ・その他入学手続きに関するアドバイスの提供

④ 査証申請手続き

- ・就学許可証 (Student Pass) 申請に必要な書類の取次
- ・就学許可証 (Student Pass) 申請に必要なEMGS (政府機関) への登録申請手続き代行（必要に応じて）
- ・一次入国査証 (Single Entry Visa) 申請に必要な書類の作成アドバイス
- ・一次入国査証 (Single Entry Visa) の代理申請及び代理受領
- ・その他書類申請手続きに関するアドバイスの提供

⑤ 滞在先申し込み手続き

- ・学生寮やその周辺に関する情報提供
- ・学生寮の申込書作成案内及び申請代行手続き
- ・学生寮の申込金、敷金など初期費用の支払い代行（海外送金手数料含む）
- ・学生寮以外の滞在先の現地情報の提供（希望に応じて）
- ・その他、滞在先に関するアドバイスの提供

⑥ その他渡航手続き

- ・海外留学生保険の加入手続き
- ・渡航の際のフライト手配の取次（希望に応じて）
- ・到着時の空港出迎え手配（希望に応じて）
- ・その他渡航手続きに関するアドバイスの提供

⑦ オリエンテーションの実施

- ・出願前オリエンテーションの実施（出願書類の準備と作成、予防接種の受け方等のアドバイス）
- ・渡航前/開始前オリエンテーションの実施（準備、入国、携帯電話、銀行口座、ビザ更新、緊急時などのアドバイス）

※ 査証申請手続きに関しては、必ずしも査証の取得を保証するものではありません。

※ 現地到着後の留学サービスは含まれておりません。留学中のサービスを追加でご希望の場合は、上記サービス内容を含めたマレーシア大学留学プログラムへのお申し込みをお勧めします。詳細は担当者までお申し出ください。

■追加サービス

- ・マレーシア大学事前現地訪問手配

1日3大学 51,000円(税込)*

2日6大学 75,000円(税込)*

*国内取引分10,000円に対して消費税10%を含みます。

事前に現地の大学及び周辺環境の見学を希望する方へ学校訪問の調整を致します。見学は現地アドバイザーが同行致します。なお、渡航費、滞在費、移動費は別途ご負担頂きます。

※別途、申込書がございますので、ご希望の場合はお申し出ください。

- ・出願大学の追加申請

1大学1専攻あたり 77,000円(税込)

*国内取引分30,000円に対して消費税10%を含みます。

【プログラム参加費用 振込先口座】

金融機関名：三井住友銀行（0009） 支店名：目黒支店（694）

種 別：普通預金 口座番号：7395600

名 義：株式会社ICCコンサルタンツ [カ) アイシーシーコンサルタンツ]

株式会社 ICC コンサルタンツ（以下「甲」といいます）が主催する「マレーシア大学院留学プログラム」（以下「本サービス」といいます）について、甲と留学希望者（以下「乙」といいます）は、乙の保護者等法定代理人の同意を得て次の通り契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

第1条 [本サービスの目的]

本サービスは、マレーシア（以下「留学国」とします）における甲が提携する大学（以下「留学先」とします）への入学を希望する乙に対して、甲が、乙の希望、能力等に応じた留学先の選定について助言を行い、入学のために必要な諸手続の代行等の取次ぎサービスを提供することを目的としています。

第2条 [甲の行うサービスの内容]

甲が乙に対し、提供するサービスは以下の通りです。
(1) コンサルティング及び入学手続…（本契約第3条参照）
(2) 渡航するための手続…（本契約第4条参照）
(3) オリエンテーション…（本契約第5条参照）

第3条 [大学入学手続]

本契約第2条【甲の行なうサービスの内容】(1)に定める「大学入学手続」の内容は以下の通りです。

(1) 志望校選びのコンサルティング

乙の成績、学力、英語力、目的、希望、予算等の条件を基に、合格可能性が高いと判断される留学先を助言します。留学先の紹介にあたっては、大学とコース選定のほか、事前の語学研修等、大学に入学するために必要な進学方法を紹介します。

(2) 出願書類の確認

必要書類の確認、出願書類の調整、願書作成アドバイスを行います。

(3) 出願と入学許可書（または合否通知）の受理

乙に代わり2校までの出願を行います。甲はマラヤ大学については大学独自のポータルサイトへの登録作業も行います。出願は大学院の他、事前の大学に付随する語学研修コース等、大学に入学するために必要なコースを含みます。出願した留学先から入学許可書または合格通知を取得します。

(4) 留学費用の支払い

留学先等への留学費用の支払いは乙の希望に応じて代行します。請求及び支払いの方法は本契約第9条に定める通りとします。

第4条 [渡航するための手続き]

本契約第2条【甲の行うサービスの内容】(2)に定める「渡航するための手続」の内容は以下の通りです。

(1) 査証申請に必要な手続き

就学許可証（Student Pass）に必要な書類の取次ぎ又は申請代行を行います。渡航に必要な一次入国査証（Single Entry Visa）の代理申請及び代理受領を行います。但しいずれも査証取得を保証するサービスではありません。

(2) 滞在先申込代行

留学先の学生寮の申込手続を代行します。但し、乙の希望により入寮をしない場合または留学先学校が寮などの滞在施設を持たない場合には、これを行いません。本契約に含まれる滞在先の申込手続代行は、留学国到着後に最初に滞在する学生寮などの滞在先への申込手続とし、アパート、コンドミニアム等、留学先が直接管理していない滞在先手配代行は行いません。希望に応じて情報提供のみ行います。また、出発日以前に、寮など滞在先の住所・部屋番号が確定しない場合もあります。

(3) 海外旅行傷害保険の手配

海外旅行傷害保険（留学生保険）の加入手続を代行します。保険料は乙が負担します。

※留学先により、留学先指定の医療保険への加入が義務づけられ、乙が自ら加入手続を行う必要がある場合があります。

(4) フライト手配取次

日本国内の出発空港から留学先に近接する空港までの往復または片道航空券を旅行会社に委託し手配代行します。当該航空券は、割引航空券になるため、規定により発券手続開始後の変更、取消、及び払戻しができない場合もあります。理由のいかんを問わず、乙が希望する便の航空券の該当がない場合は、出発日、出発空港または利用する航空会社などのいずれかを変更して頂く場合があります。

(5) 現地空港での出迎え手配

乙の渡航スケジュールを留学先に通知し、空港出迎えの依頼を代行します。但し、現地出迎え費用が発生する場合は乙が負担します。また、留学先によっては、出迎えを行っていない場合もあり、その場合は乙が自ら空港から滞在先まで移動する必要があります（費用は乙負担）。

第5条 [オリエンテーション]

本契約第2条【甲の行うサービスの内容】(3)に定める「オリ

エンテーション」の内容は以下の通りです。

(1) 「出願前オリエンテーション」では、出願書類の準備・作成の方法や渡航前に必要な予防接種等について情報提供及びアドバイスを行います。

(2) 「出発前/開始前オリエンテーション」では、渡航や授業開始に当たり必要な準備や入国・現地での生活上の注意点、心構えなどの情報を提供します。

第6条 [提供可能な追加サービス]

甲は、本契約のほか個別の合意により、本契約によるサービスに追加して、以下のサービスを提供します。

(1) マレーシア大学事前現地訪問手配

乙は、別途費用を支払うことにより留学先候補となる教育機関及び滞在先の事前見学を行うことができます。現地到着後、現地アドバイザーが同行します。原則として1日に訪問が出来る学校は最大3校までです。訪問時にかかる渡航費、滞在費、移動費、雑費は手配料に含まれません。

(2) 出願大学の追加申請

乙は、別途費用を支払うことにより出願する大学を追加することができます。

第7条 [プログラム費用]

乙は、甲に対し甲が提供する第2条、第3条、第4条及び第5条の所定のサービスに対する対価として、次に定める①又は②のいずれかの費用を支払います。乙が国立マラヤ大学を希望する場合は②の費用が適用となります。

- ① 182,000 円（国内取引分 90,000 円に対して消費税10%含む）
② 227,000 円（国内取引分 90,000 円に対して消費税10%含む）

※プログラム費用の支払いは、参加申込時に一括でお支払い頂きます。

第8条 [参加費用に含まれない経費]

本契約第6条【提供可能な追加サービス】に必要な費用や、次の費用をはじめとする本サービスの範囲外の費用は参加費用に含まれません。この費用に関しては、乙が別途支払う必要がります。

- ・日本の自宅から～留学先間の航空運賃を含む交通費
- ・留学生義務保険
- ・海外旅行傷害保険（留学生保険）料
- ・学生査証（ビザ）申請費用ならび申請に係る諸経費
- ・出願料、入学金、授業料、教材費、滞在先申込金、滞在先予約金、宿泊費、食費、緊急送料、書類の英訳、出迎え料、その他留学において必要とされる費用
- ・志望専攻科目により乙の作品（ポートフォリオ、デモテープ、ビデオ等）を学校に事前提出する必要がある場合の送料
- ・入学後、乙と留学先との関係において生じるその他の費用
- ・乙の希望により入学後、編入／転校などの手続を甲が行う場合の手続申請費
- ・乙の緊急時に甲が支出した交通費、通信代、その他の実費
- ・その他、渡航、留学生活に伴う個人的費用
- ・弊社への支払いに際しての振込手数料

第9条 [留学費用等の支払い]

(1) 乙は第7条に定められた参加費用などを指定された期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用等は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払いいただくことはありません。指定の期日までに入金されない場合、留学手続を停止したり希望の出発日までに留学手続が完了出来なくなる場合があります。

(2) 甲は、乙の希望に応じて、留学先学校などから甲に寄せられた資料、請求書に基づいて、出願料、入学金、授業料、教材費、滞在先、申込金、滞在先予約金、宿泊費、食費、空港出迎え料、緊急送料、書類の英訳、その他留学において必要とされる留学費用（各学校により異なります）の一部または全額を算出し、乙から預った上で、支払いを代行します。

(3) 学費・滞在費等の現地必要経費は何の予告もなく変更されます。変更になった場合、乙は甲に対し指定の方法で、必要な差額を支払うものとします。

(4) 学費・滞在費等の現地必要経費の乙から甲への支払いは円貨とします。適用する為替レートは、請求日当日の三井住友銀行の TTS 送金レートに一律 3 円加算した円貨を適用するものとします。マレーシアリンギット建ての費用については、米ドル建て金額を適用し、請求日当日の三井住友銀行の米ドル TTS 送金レートに一律 3 円加算した円貨により請求します。

*請求日は、支払い代行を乙が甲に依頼した翌営業日後の日付とします。(銀行他金融機関の定める振込手数料は乙のご負担とさせて頂きます。)

第10条 [契約の成立]

乙の本サービスへの参加には、甲の定める参加条件に適合する必要があります。その後、乙が甲指定の参加申込書に所定事項を記入し、親等の法定代理人の同意を得たうえで、本契約第7条に定めるプログラム費用を添えて甲に対して申込みをするものとします。甲において申込みを受け付けた時点で、本契約が成立します。また、契約締結日は、甲が乙の支払ったプログラム費用を受領した時点とします。

第11条 [拒否事由]

乙から甲に対する申込みがなされた場合においても、以下の各場合、甲は契約申込みを受け付けないことがあります。

- (1) 乙が本サービスの趣旨を十分に理解していないと甲が判断したとき
- (2) 乙が未成年である場合に親などの法定代理人の同意がないとき
- (3) 乙の希望を受け入れられないと甲が判断したとき
- (4) 乙の過去の既往症や現在の心身の健康状態から見て、留学が不適切であると甲が判断したとき
- (5) その他甲において乙の受け入れが困難であると判断したとき

第12条 [留学先の条件変更]

乙が入学手配を申し込んだ留学先大学は、本契約成立後は、原則として変更することができません。

第13条 [必要書類]

甲は、乙に対して、留学手続に必要な書類をお知らせします。乙は、必要事項を指定された言語にて記入した上で、必ず指定の期日までに甲の担当者に提出して下さい。なお、いったん提出された書類は返却されません。

第14条 [解約と返金]

(1) 乙が乙の事情で本契約を解除した場合、乙は甲に対し、次の区分に従って解約料を支払うものとします。但し、解約日が②及び③のいずれにも該当する場合には③が適用されるものとします。

①契約締結日より起算して 8 日目までの解約

・・・解約料は必要ありません

②契約締結日を基準とする解約料

イ) 契約締結日から起算して 9 日目から 14 日目までの解約：プログラム費用の 30%

ロ) 契約締結日から起算して 15 日目から 30 日目までの解約：プログラム費用の 50%

ハ) 契約締結日から起算して 31 日目から合格通知日までの解約：プログラム費用の 60%

③留学先大学の入学予定日を基準とする解約料

イ) 入学予定日の 90 日前までの解約：プログラム費用の 60%

ロ) 入学予定日の 89 日前から 45 日前までの解約：プログラム費用の 80%

ハ) 入学予定日の 44 日前から入学予定日までの解約：プログラム費用の 100%

*大学のオリエンテーション日が「入学予定日」となります。

*複数校に合否打診または出願している場合：一番早い大学のオリエンテーション日を入学予定日とする。また 1 校目の結果通知日を合否通知日とする。

*手配不能(学生ビザ不発行、入国拒否を除く)による解約：解約時点において発生した費用(当該時点において金額を確定します)

④ 甲に不合格通知が届いた場合：乙が出席時に希望していた入学希望日に準じて解約料が発生します。

(2) (1) により本契約が解約された場合、甲は乙から既に受領した本参加費用から解約料を差し引いた金額を、乙に払い戻します。

なお、学費、滞在費等の費用の払い戻しについては当該機関の定めによります。乙が別途手配した航空券等運輸機関及び海外傷害保険(留学生保険)の手配に関する解約料及び払戻金額についても当該機関の定めによります。

*返金に際しての振込手数料については乙の負担とさせて頂きます。よって、甲は上記解約料と振込手数料を差し引いた金額を乙に返金することとなります。

第15条 [契約内容の変更]

甲は以下の場合、本契約の内容を変更することができます。この場合、甲から乙に対して、本参加費用の返還はしません。

(1) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラムへの参加が不適当であると認めた場合

(2) 不可抗力により、甲が契約上のサービスを提供することが不可能または著しく困難になった場合

(3) 留学先、滞在先、交通機関等が、その運営するサービスの内容を変更した場合

(4) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

第16条 [契約の解除]

乙に次に定める事由が生じた場合、甲は本契約の一部または全部を解除することができます。

(1) 定められた期日までに第12条に定める書類が送付されないとき

(2) 定められた期日までに第7条に定める費用の全額または一部が支払われないとき

(3) 乙が所在不明または 1 カ月以上にわたり連絡不能となつたとき

(4) 乙が甲に届け出た乙に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき

(5) 乙がパスポートもしくは学生ビザを取得できなかつたとき、または留学国に入国する際、入国を拒否されたとき

(6) 乙が甲の指導・アドバイスに従わず、または甲のサービス提供に協力しないなど、甲が本契約に基づくサービスを履行することが困難となつたとき

(7) 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせたとき

(8) 乙が本契約に違反したとき

(9) 甲がやむを得ない事由があると認めたとき

(10) 第11条の拒否事由があることが判明したとき

(11) 参加申込み日(当日を含まない)から 2 年経過した時点で、乙が留学先に向けて日本を出発しなかつたとき

第17条 [費用の不返還]

前2条(第15条、第16条)に基づき、本契約の内容が変更され、または本契約の一部もしくは全部が解除された場合には、プログラム費用、留学費用など、既に甲に支払い済みの費用についてプログラムの進行状況により返金されない場合があります。

第18条 [責任範囲]

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。

第19条 [免責事項]

(1) 甲は、次に示すような事由により、乙が留学できず、または留学希望先校への正式入学ができなかつた場合は、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。

①出願した学校、コースなどが定員に達していて入学できなかつた場合

②申し込んだ滞在先の滞在施設が定員に達していた場合またはその他の留学先の事情により入寮、入室できなかつた場合

③通信事情または留学先の事情により入学許可証が期日までに届かなかつたために入学できなかつた場合、または予定していた時期に入学できなかつた場合

④条件付合格の場合において、乙が、留学先が定める英語力・学力等の基準に事前研修期間内に到達せず入学ができなかつた場合

⑤乙の成績または語学力が不足したため、乙が希望の留学先に留学できなかつた場合

⑥乙が留学先から乙の希望する他大学に編入ができなかつた場合

⑦乙がローンにより契約費用の調達を予定していた場合において、予定したローンが実行されずに必要な費用の支払いができず、手続の継続が不可能と判断された場合

⑧ 甲が、留学先等から送られてくる最新資料に基づき入学手続き代行等の手配をしたにもかかわらず、留学先等の事情により入学基準の変更、授業内容の変更、授業時間や回数の変更、奨学金内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更がなされた場合

⑨乙に起因する理由で入国を拒否された場合、または留学国に入国管理局等の当該機関による学生査証(ビザ)の発給が遅延・拒否されたことによって、留学国への入国が遅延または不可能になった場合の責任

(2) 甲は、次に示すような事由により乙に不利益または損害が発生した場合、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。

- ①運輸機関の遅延、フライトのキャンセル、ハイジャック、ストライキ、事故、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力または第三者の責による交通機関に関する乙の不利益・損害
②天変地異、政変、テロ、動乱、戦争、ストライキ等の不可抗力によって発生した乙の不利益・損害
③留学国が学生ビザ給付基準、滞在許可条件等を変更することによって発生した乙の不利益・損害
④留学先、寮等の滞在先における、盗難・事故・係争など乙の留学国滞在中または渡航中に受けた不利益・損害
⑤乙の留学国渡航中、滞在中及び旅行中に発生した怪我、病気等に基づく不利益・損害
⑥乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持もしくは飲酒、喫煙またはこれらに関連して起こった全ての不利益・損害と責任
⑦為替、物価の変動、学費や滞在費等の改定による乙の経済的損失
⑧留学先から停学、放校、退学等の処分を受けた場合の不利益・損害（学費、滞在費の損失を含む）
⑨乙が留学を取り止めた場合の学費、滞在費等の残金返金等の責任
⑩乙の学力・英語力不足に起因する留学先への入学不許可または入学後の留年等についての責任
⑪乙の学業成績や資格試験の結果が不良であったことの責任
⑫乙のために行う出発前/開始前の留学生活に関する出発前/開始前オリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の不利益・損害
⑬乙が留学国滞在のための海外旅行傷害保険（留学生保険）に入加入していない場合の、現地における事故、病気等に基づく補償
⑭留学国の法令・風俗・道徳及び留学先教育機関の規則等についての乙の無知または認識不足により乙が受けた不利益・損害
⑮留学中の通学、スポーツ、自動車の運転に基づく不利益・損害
- （3）以上の免責事項に該当する場合、支払われた費用、所要

実費はプログラムの進行状況に応じて返金されない場合があります。

（4）本プログラムは、旅行業法に基づく営業保証金および弁済業務保証金の対象外となります。

第20条 [研修成果の不担保]

本サービスは甲が乙に対して乙の条件に合う留学先への入学手続の代行及び留学期間中における学習、編入、就職活動等の情報提供をすることを目的としています。従って、語学及び学力の向上などの事前研修機関または留学先での研修成果や、条件付合格における条件の成就、留学後の進路、就職、編入の保証、学生寮等の滞在先に対しての満足、その他留学による心理的満足を保証するものではありません。

第21条 [サービスの期間]

乙が「プログラム申込書」を甲に提出し、甲によるサービス受付承諾後から渡航日までとします。

第22条 [損害賠償義務]

乙が故意または過失により甲に損害を与えた場合、乙及び親権者は連帯して直ちに甲に対し損害の賠償をしなければなりません。

第23条 [準拠法令等]

本契約の解釈及び本契約に定めない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

第24条 [裁判管轄]

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第25条 [約定の変更]

本契約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第26条 [発行期日]

本契約は、2025年3月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。

--- (以上、契約条項) ---

【個人情報の取り扱いについて】

株式会社 ICC コンサルタンツは、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

(1) 個人情報を利用する目的

取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下、「本サービス」という）への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはできません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者（満20歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代理時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大1カ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。

(2) 要配慮個人情報の取得、利用及び提供について

本サービスの参加手続及び渡航手配、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得、ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、現地サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することができます。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。
①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターナショナル校となる企業・学校・団体等に提供します。
②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。
③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。

(4) 取得の任意性について

個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。

(5) 個人情報の開示等の請求について

当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

株式会社 ICC コンサルタンツ

個人情報保護管理者：IT・コンプライアンス統括室 マネージャー

TEL : 03-6434-1315 E-mail : info@iccwORLD.co.jp 受付時間 平日（祝祭日を除く）10:00～18:30

マレーシア大学院留学

<プログラム申込書>

NAME (ローマ字)			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
名前 (学生氏名)			国籍	
生年月日	西暦 年 月 日 (満: 才)		パスポート有効期限	_____年_____月_____日
現住所 (本人住所)	〒 TEL : 携帯 : email:			
保護者 緊急連絡先	住所 (現住所と違う場合のみ記入) : 保護者氏名 : 携帯 : email :			
出身校 (最終学歴)	大学・学部名 : 住所 : (〒_____) 卒業年月 年 月 卒業 (または見込み)			
英語能力 ※お持ちのスコア を記入	<input type="checkbox"/> TOEFL _____ 年 ____月 取得 <input type="checkbox"/> IELTS _____ 年 ____月 取得 <input type="checkbox"/> 英検 _____ 級 年 ____月 取得	ICC レベルチェック ※受験済みの場合のみ	年 ____月 受験	
職歴(年数)		業種		
希望専攻分野		入学希望時期	年 ____月	
希望進学先	第一希望 _____ 大学 第二希望 _____ 大学	専攻名 _____ 専攻名 _____		
*国立マラヤ大学に出願を希望する場合には、第7条に定める費用が適用になります。				
<p>「マレーシア大学院留学プログラム契約条項」及び「個人情報の取り扱いについて」をよく読み、その内容を理解した上で、「マレーシア大学院留学プログラム」への申込みをします。またこの申込書の内容に相違がないことを確認します。</p> <p>本人署名 : 記入日 :</p> <p>法定代理人署名 : 記入日 :</p>				
<p>備考欄 (ICC 使用)</p> <p>入金日 : 担当オフィス : 担当カウンセラー :</p>				

【プログラム申込書送付先】 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 6-19-13 J6 ビル 6 階
株式会社 ICC コンサルタンツ マレーシア大学院留学担当宛